

茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱（現行兼新旧対照）

（目的）

第1 この要綱は、市民等が市内で所有し、又は賃貸借する小売店舗等の改築又は改装工事（以下「改築工事」という。）に対し、その経費の一部を市が補助することにより、市内の商業施設の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 茨木市中心市街地活性化基本計画（交付申請時における最新の計画に準ずる。）に基づく中心市街地をいう。
- (2) 業種・業態転換 現在営んでいる事業を新たな業種・業態の事業に変更することをいう。
- (3) 新規分野進出 現在営んでいる事業を継続しつつ、新たな業種・業態で事業を拡大することをいう。
- (4) 新店出店 現在営んでいる事業に関して、市内で新たな事業所を開設することをいう。
- (5) 会社 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社をいう。

（補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) リニューアル活性化事業（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる次のいずれかの事業を市内で営むものが、事業活動の活性化のために建物の改築工事を行う事業をいう。）
 - ア 中分類56の各種商品小売業（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。イからオまでにおいて同じ。）
 - イ 中分類57の織物・衣服・身の回り品小売業
 - ウ 中分類58の飲食料品小売業
 - エ 中分類59の機械器具小売業
 - オ 中分類60のその他の小売業
 - カ 中分類76の飲食店（小分類766のバー、キャバレー及びナイトクラブ並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業所、管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

キ 小分類771の持ち帰り飲食サービス業

ク 小分類782の理容業

ケ 小分類783の美容業

コ 細分類8351のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の
施術所

(2) チャレンジ応援事業（前号アからキまでに掲げる事業を市内で営もうとする者が、市内の商店街又は中心市街地において、業種・業態転換、新規分野進出又は新店出店のため、建物の改築工事を行う事業をいう。）

（補助対象者）

第4 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に定める中小企業者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) この要綱に基づく同一の事業の補助金の交付を受けていないこと。

ただし、この要綱に基づく同一の事業の補助金の第12の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、10年が経過している場合は、この限りではない。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は大阪府電話異性紹介営業に係る利用カードの販売等の規制に関する条例（平成14年大阪府条例第9号）第2条第1号に規定する電話異性紹介営業を営む者でないこと。

(5) 現在営んでいる事業について、確定申告を行っていること。

(6) 第3第1号に掲げる事業にあつては、改築工事を行う建物において5年以上事業を営んでいる小売業者等であり、かつ市外に本社もしくは本店を有する会社でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象建物）

第5 補助の対象となる建物は、補助の対象者が所有し、又は賃借し、かつ、自ら営業し、又は営業しようとしている市内に存する小売店舗等（第3第1号アからコまでに掲げる業を営む店舗をいう。）で、店舗面積が200平方メートル未満の建物とする。

（補助対象工事）

第6 補助の対象となる改築工事は、次の各号のいずれにも該当する改築工事とする。

- (1) 第5に規定する補助対象建物に係る改築工事であること。
 - (2) 第7に規定する補助対象経費の総額（消費税等を除く。）が500,000円以上の改築工事であること。
 - (3) 改築工事に着手する日の属する年度の末日までに第15に規定する実績報告を行うことができる改築工事であること。
- （補助対象経費）

第7 補助の対象となる経費は、第6に規定する補助対象工事に要する経費（消費税等を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる費用は含まない。

- (1) 土地購入費用
 - (2) 建物の新築工事に係る費用
 - (3) 工事中機械、工具等の購入費用
 - (4) 補助の対象建物に付属しない備品類の購入費用
 - (5) その他補助の対象工事に関係がない費用
- 2 住居部分及び共通利用部分を含めた改築工事であるときは、住居部分及び共通利用部分の工事に要する経費（店舗部分に要する経費と住居部分及び共通利用部分に要する経費の合理的な区分が困難な場合は、床面積等の比率に応じた按分などにより算出した経費）については補助対象外とする。
- 3 国、大阪府等又は市の他の補助金の交付を受けるときは、同一の経費については補助対象外とする。

（補助の対象とならない事業を取り扱う場合）

第8 第3に規定する補助対象事業と併せて、補助の対象とならない事業を取り扱う場合、主たる事業が補助対象事業である場合のみ、補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかの事業を取り扱う場合を除く。

- (1) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）小分類766に分類されるバー、キャバレー及びナイトクラブの経営
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出の対象となる営業所
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業
- (4) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の経営
- (5) その他市長が不相当と認める事業

2 工事費の補助対象経費は、補助対象事業に利用する部分に係る工事費のみと

し、補助の対象とならない事業の専用部分を含めた工事が必要であるときは、当該工事費から、対象建物の床面積に対する補助の対象とならない事業の専用部分の床面積の割合分を差し引いた額とする。

(補助金額)

第9 補助金の額は、第7に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該2分の1を乗じて得た額が500,000円を超えるときは、500,000円)とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業計画書の作成)

第10 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、事業計画書を作成、当該事業計画書について市の中小企業経営アドバイザーから必要な指導を受けなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者が前項の規定による指導を受ける際には、次に掲げる者に限り、これに同席することができる。

(1) 当該改築工事を行う小売店舗等において営む事業の専従者となることが事業計画書に明記されている者

(2) 当該補助金の交付を受けようとする者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書に記載されている者

(補助金の交付申請)

第11 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(4) 工事見積書

(5) 建物の現況図面及び工事施工予定箇所の写真

(6) 賃借人の場合には貸主の同意書

(7) 市税の納税証明書

(8) 法人の場合には登記事項証明書

(9) 営業に必要な資格及び許認可を証する書面

(10) 確定申告書の写し

(補助金の交付決定)

第12 市長は、第11の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(申請の取下げ)

第13 補助金の交付申請をした者は、補助金の交付申請を取り下げようとする時は、速やかに茨木市創業促進事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 第1項の規定による申請の取下げがあった時は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の届出)

第14 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第11に準じて茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第12に準じて決定の内容を変更し、茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第15 補助金の交付の決定を受けた者は、事業終了後、茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 工事完了証明書(様式第7号)

(3) 工事代金の支払を証する書面

(4) 建物の改築工事完了後の現況図面及び工事施工完了箇所の写真

(補助金額の確定等)

第16 市長は、第15の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金確定通知書(様式第8号)により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第17 第16の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市小売店舗改築(改装)事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第18 市長は、第17の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第19 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第20 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第21 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助金の取消し等)

第22 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第23 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月9日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月7日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市小売店舗改築（改装）事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。